

第2回 松本市観光振興のための財源確保検討委員会

日時：令和6年11月18日（月）11：00～
場所：松本市役所第一応接室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 第1回会議の振り返り
松本市における宿泊税導入の必要性について
- 4 議題
 - (1) 松本市の宿泊税の使途について
 - (2) 宿泊税の制度設計について
- 5 その他
- 6 閉会

4 議題

- (1) 松本市の宿泊税の使途について
- (2) 宿泊税の制度設計について

宿泊税の目的

国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、自然・文化・芸術・学びを次世代へ継承するため、持続可能な観光地づくりに資する施策に要する費用に充てるため。

用途方針

- 1 松本市観光ビジョン（令和6年3月策定）に基づく施策に充てる。
- 2 特に、観光客の利便性、満足度向上と消費拡大につながる施策に充てる。
- 3 自然災害等、緊急事態への対応等に要する施策に充てる。
- 4 既存事業への予算充当ではなく、新規事業及び既存事業の拡充に充てる。

4 議題 (1) 松本市の宿泊税の用途について

用途方針に基づき、松本市観光ビジョンの施策を網羅するとともに、観光振興に不可欠かつ普遍的な項目に整理しました。

用途方針

- 1 松本市観光ビジョンに基づく施策に充てる。
- 2 観光客の利便性、満足度向上と消費拡大につながる施策に充てる。
- 3 緊急時の対応等に要する施策に充てる。
- 4 既存事業への予算充当ではなく、新規事業や拡充事業に充てる。

観光ビジョンの施策

基本方針①～ひらく～の施策	基本方針③～すすめる～の施策	基本方針④～とどける～の施策
「短い市民」「松本ファン」の増加	ゼロカーボン・SDGsの推進	情報発信の一元化
労働力不足を補うための施策の検討	文化観光の推進	観光関連団体及び事業者等との連携強化・情報共有
地域住民・事業者のウェルビーイング向上	交通の整備・利用促進	誘客プロモーションの強化
ガイドの育成	多様な旅行者の受入環境整備	広域連携事業の推進
基本方針②～かわる～の施策	観光関連施設等の管理・改修	基本方針⑤～かせぐ～の施策
継続的なデータ収集と分析	自然災害などのリスク管理強化	観光組織の体制強化とプロ経営者の登用
冬季観光の強化による需要平準化		法定外目的税導入の検討
オーバーツーリズム対策		新たな観光コンテンツの造成
観光DXの導入		インバウンドの受入強化



整理した用途項目

- ① 観光サービス及び受入機能の強化・高度化
- ② 観光の高付加価値化と効果的な情報発信
- ③ 市民生活との調和
- ④ 危機対応力の強化
- ⑤ 宿泊税課税・徴収経費

4 議題 (1) 松本市の宿泊税の用途について

用途項目

①観光サービス及び受入機能の強化・高度化		
・ 多様な旅行者の受入環境整備	Wi-Fi環境、トイレ、多言語化、ユニバーサル化、駐車場整備、高齢者、障がい者、LGBTQ、ムスリム等対応など	
・ 観光産業の受入体制強化	宿泊施設強靱化、人材不足対策、人材育成、観光DX(キャッシュレス・オンライン予約環境整備など)	
・ 移動利便性の向上	2次交通の機能強化など	
②観光の高付加価値化と効果的な情報発信		
・ マーケティングの強化	継続的なデータ収集と分析	*
・ 資源を活かした観光の推進	冬季コンテンツ、ナイトコンテンツの造成、高付加価値コンテンツ・プランの検討・造成等	*
	文化観光の推進、ゼロカーボン・SDGsの推進等	
・ 観光推進組織の体制強化	観光コンベンション協会の体制強化、専門人材の登用、戦略・アクションプランの策定等	*
・ 効果的な情報発信	情報発信プラットフォームの再構築、的確なターゲティングと効果的なプロモーション等	*

*の付いた用途項目は観光コンベンション協会が担う施策として想定

4 議題 (1) 松本市の宿泊税の用途について

用途項目

③市民生活との調和	
・ 地域住民のウェルビーイング向上	
地域住民対象の観光に対する意識調査、地域観光人材の育成等	
地域住民対象松本市内モニターツアー造成、地域住民への取組み説明等	*
④危機対応力の強化	
・ サポート体制の強化	
観光客の安全確保に向けた旅行者目線での情報発信等	
・ 緊急時の対応	
基金の積み立て(体制維持、需要喚起、風評被害対策等)	
⑤宿泊税課税・徴収経費	
・ 課税徴収事務費、特別徴収事務報償金、広報費等	

＊の付いた用途項目は観光コンベンション協会が担う施策として想定

- ・ 徴収した宿泊税については、用途の明確化のため、一般財源とは切り離し基金に積み立てを行う。
- ・ 用途については有識者会議を立ち上げ、毎年検証を行う。

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

松本市宿泊税（仮称）の骨子（事務局案）

項目	内容
名称	松本市宿泊税
課税客体	宿泊行為
納税義務者	松本市に所在する以下の施設に宿泊する者
	・ 旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所
	・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
税率・税額	定額制150 円（今回の枠組みで試算すると年間約3億円程度の税収見込み）
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5%
免税点	3,000円（素泊まり）未満の宿泊料金の場合徴収しない
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加している者、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
使途	松本市観光ビジョンに基づく施策の実施
罰則規定	・ 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・ 納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	松本市宿泊税基金を設置し管理
使途検証	有識者会議を立ち上げ、毎年検証を行う。
制度見直し期間	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討
施行予定日	令和8年4月の導入を目指す

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

- ・松本市税制度骨子（事務局案）と他自治体との比較

名称について

松本市	松本市宿泊税
長野県	長野県観光振興税（仮称）
先行自治体	導入している全ての自治体で「宿泊税」としている

導入している全ての自治体が「宿泊税」としている。観光目的以外での利用者からも徴収するため、説明がしやすい。
一方、長野県では、県旅館ホテル組合会からの要望もあり、観光振興税としている。
※将来、宿泊業以外の観光事業者も徴収可能な制度設計としている。

議論のポイント

- ・各宿泊施設が本税を徴収する際に、市と県で名称が違うことは避けるべきと捉えている。
- ・基本的には、今後、県が決定する名称に揃える方向でよろしいか。

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

- ・松本市税制度骨子（事務局案）と他自治体との比較

課税客体、納税義務者、特別徴収義務者について

課税客体	宿泊行為
納税義務者	松本市に所在する以下の施設に宿泊する者
	・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所
	・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者

長野県、先行自治体共に同等の制度となっている。
東京都は民泊を対象としていない。
大阪府、福岡県、北九州市は、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設への宿泊行為(特区民泊)も対象

議論のポイント

- ・県に準ずることによろしいか。

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

・松本市税制度骨子（事務局案）と他自治体との比較

税率・税額について

松本市	定額制150円
長野県	定額制300円（独自課税を行う市町村においては、税率を150円に引下げ）

先行自治体	宿泊費	税額
東京都	10,000～15,000円未満	100円
	15,000円以上	200円
大阪府	7,000円以上～15,000円未満	100円
	15,000～20,000円	200円
	20,000円以上	300円
福岡県	福岡市、北九州市を除く市町村	200円
	福岡市、北九州市	50円
福岡市	20,000円未満	150円
	20,000円以上	450円
北九州市	一律	150円
金沢市	20,000円未満	200円
	20,000円以上	500円
京都市	20,000円未満	200円
	20,000～50,000 円	500円
	50,000円以上	1,000円

先行自治体	宿泊費	税額
長崎市	10,000円未満	100円
	10,000～20,000 円	200円
	20,000円以上	500円
倶知安町	宿泊料金の2%	
県内独自課税市町村	宿泊費	税額
白馬村	3,000円以上～10,000円未満	50円
	10,000円以上～20,000円未満	150円
	20,000円以上～50,000円未満	350円
	50,000円以上～100,000円未満	850円
	100,000円以上	1850円
軽井沢町	不確定	
阿智村	不確定	
山ノ内町	宿泊料金の2%	

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

税率・税額について

税率・税額	特徴	懸念点
定額制	宿泊事業者の事務負担の軽減 宿泊者にとってわかりやすい。	低額な宿泊料金の宿泊にとっては負担割合が多い
段階的定額制	宿泊価格に応じた税負担割合となる。	宿泊事業者の事務負担が増える。 宿泊料金と食事代を明確にしていない宿への対応を考慮する必要がある。
定率制	宿泊価格に応じた税負担割合となる。	宿泊事業者の事務負担が増える。 宿泊料金と食事代を明確にしていない宿への対応を考慮する必要がある。 長野県が定額制を導入予定であるため、宿泊事業者、宿泊者への説明が複雑となる。

議論のポイント

※税の3原則・・・「公平」「中立」「簡素」

「公平」

⇒経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と
経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」がある。

「中立」

⇒税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにする。

「簡素」

⇒税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにする。

- ・ どの制度を採用すべきか。
- ・ 事務局案の150円定額制でよろしいか。

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

・松本市税制度の概要と他自治体との比較

特別徴収義務者報償金について

宿泊税導入により、新たな徴収に係る経費の一部を支援するため、申告納入額に応じて報償金を交付するもの

松本市	期限内申告納入額の2.5% システム整備費補助制度を導入検討
長野県	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算）

先行自治体	
長崎市	期限内申告納入額の2.5%【交付上限額50万】5年間の加算が無いが、システム整備費補助制度を導入
福岡県、福岡市、北九州市	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、0.5%を加算、電子納入の場合+0.5%加算）
東京都	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、0.5%を加算）【交付上限額100万】
大阪府、俱知安町	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、0.5%を加算） ※1か月でも納期内完納していないとき納期内完納額の2.0% 加算金を伴う増額更正等を受けたとき納期内完納額の1.0%
京都市	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、0.5%を加算）【交付上限額200万】
金沢市	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、0.5%を加算）【交付上限額前期・後期50万】

※5年間の加算については宿泊税導入に係る、システム導入、改修の経費の一部を補填するもの

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

松本市の特別徴収義務者報償金の試算

税額	R5泊数	想定徴収額
150	1,991,000	298,650,000

0.5%上乗せする場合

市内宿泊事業者345施設

市税分	宿泊税総額/年間			率		報償金/年間				報償金/5年間	1施設あたり/5年間
基本額	298,650,000	×		2.5%	=	7,466,250	×	5年間	=	37,331,250	108,206
上乗せ分	298,650,000	×		0.5%	=	1,493,250	×	5年間	=	7,466,250	21,641
合計						8,959,500				44,797,500	129,847

市県税合計	宿泊税総額/年間			率		報償金/年間				報償金/5年間	1施設あたり/5年間
基本額	597,300,000	×		2.5%	=	14,932,500	×	5年間	=	74,662,500	216,413
上乗せ分	597,300,000	×		0.5%	=	2,986,500	×	5年間	=	14,932,500	43,282
合計						17,919,000				89,595,000	259,695

上乗せしない場合

市県税合計	宿泊税総額/年間			率		報償金/年間				報償金/5年間	1施設あたり/5年間
基本額	597,300,000	×		2.5%	=	14,932,500	×	5年間	=	74,662,500	216,413
上乗せ分	298,650,000	×		0.5%	=	1,493,250	×	5年間	=	7,466,250	21,641
合計						16,425,750				82,128,750	238,054

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

長崎市の宿泊税システム整備費補助金制度の概要

補助の内容

補助率・限度額 補助率 2 分の 1（千円未満切捨て） 補助限度額 5 0 万円

【整備対象例】※宿泊税導入に係る整備に限る。

- ・レジシステムの改修及び構築
- ・ソフトウェアの購入
- ・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器
- ・POSレジ、モバイルPOSレジ

【整備対象外例】

- ・クラウドの月額・年額使用料や保守料
- ・リース・レンタル契約のソフトウェアやハードウェア
- ・国等の補助金の交付対象となっている経費
- ・公租公課（消費税）
- ・人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費等
- ・交付決定前に開始した事業の経費

※松本市の制度は、クラウドサービスやリース・レンタル契約も対象とする方向で検討中

議論のポイント

【報償金の上乗せの場合】

利点…対象の特別徴収義務者が申請することなくイニシャルコスト分の交付金を受け取ることができる。

課題…1 事業者あたりの交付金額がそれほど多くない。

【システム整備費補助の場合】

利点…システム整備に係る手当であることがより明確で、宿泊事業者の理解が得られやすい。限度額は高い。

課題…申請手続きが必要なうえ、特別徴収義務者が 1 / 2 以上の負担をすることが前提。

長崎市の申請実績は約 2 割と低い。

クラウドサービスなどのランニングコストは対象外

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

・松本市税制度の概要と他自治体との比較

免税点について

松本市	3,000円（素泊まり）未満の宿泊料金の場合徴収しない
長野県	3,000円（素泊まり）未満の宿泊料金の場合徴収しない

先行自治体	
東京都	10,000円
大阪府	7,000円
金沢市	5,000円
京都市、倶知安町、福岡県、 福岡市、北九州市、長崎市	なし

議論のポイント

・宿泊客は宿泊料金に関わらず行政サービスを一定程度享受していることを勘案すると、低額な宿泊料金の宿泊客についても広く薄く負担を求めるという考え方もあるが、宿泊者の混乱を招かないよう長野県に準ずることでよろしいか。

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

・松本市税制度の概要と他自治体との比較

課税免除について	
松本市	修学旅行その他学校行事に参加している者
長野県	修学旅行その他学校行事に参加している者
先行自治体	要件
東京都、大阪府、金沢市 福岡県、福岡市、北九州市	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
京都市	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者
倶知安町	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生
長崎市	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 修学旅行などの宿泊を伴う学 校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に 参加する児童、生徒並びに引率者

議論のポイント

・県に準ずることによろしいか。

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

・松本市税制度の概要と他自治体との比較

罰則規定について

松本市	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料
長野県	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料
先行自治体	罰則規定あり

議論のポイント

・県や先行自治体に準じて、罰則規定を設ける方向でよろしいか。

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

- ・松本市税制度の概要と他自治体との比較

財源管理について

松本市	松本市宿泊税基金を設置し管理
長野県	観光振興税基金を設置し管理

先行自治体	単年度観光事業費に充当、一部自治体では基金に一部積み立てを実施
-------	---------------------------------

使途検証について

松本市	有識者会議を設置し、毎年度検証
長野県	市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議（県観光振興審議会に設置する観光振興税活用部会（仮称））により毎年度検証

先行自治体	宿泊税を充当した事業をHP等で毎年度公表を実施
-------	-------------------------

議論のポイント

- ・「（仮称）松本市観光振興審議会」＝有識者による会議体を設置する。
- ・税の使途に関する説明責任を果たし、目的と合致しているかを検証するとともに、事業がさらに効果的な結果を得るための助言をいただく方向でよろしいか。

4 議題 (2) 宿泊税の制度設計について

- ・松本市税制度の概要と他自治体との比較

制度の見直し期間について

松本市	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討
長野県	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討

先行自治体	要件
東京都、大阪府、京都市、 金沢市、倶知安町	条例施行後、5年ごと
福岡県	なし
福岡市、北九州市	条例施行後、3年、その後5年ごと
長崎市	条例施行後、3年ごと

議論のポイント

- ・県の期間に合わせ、見直しの内容を調整できるようにしたい